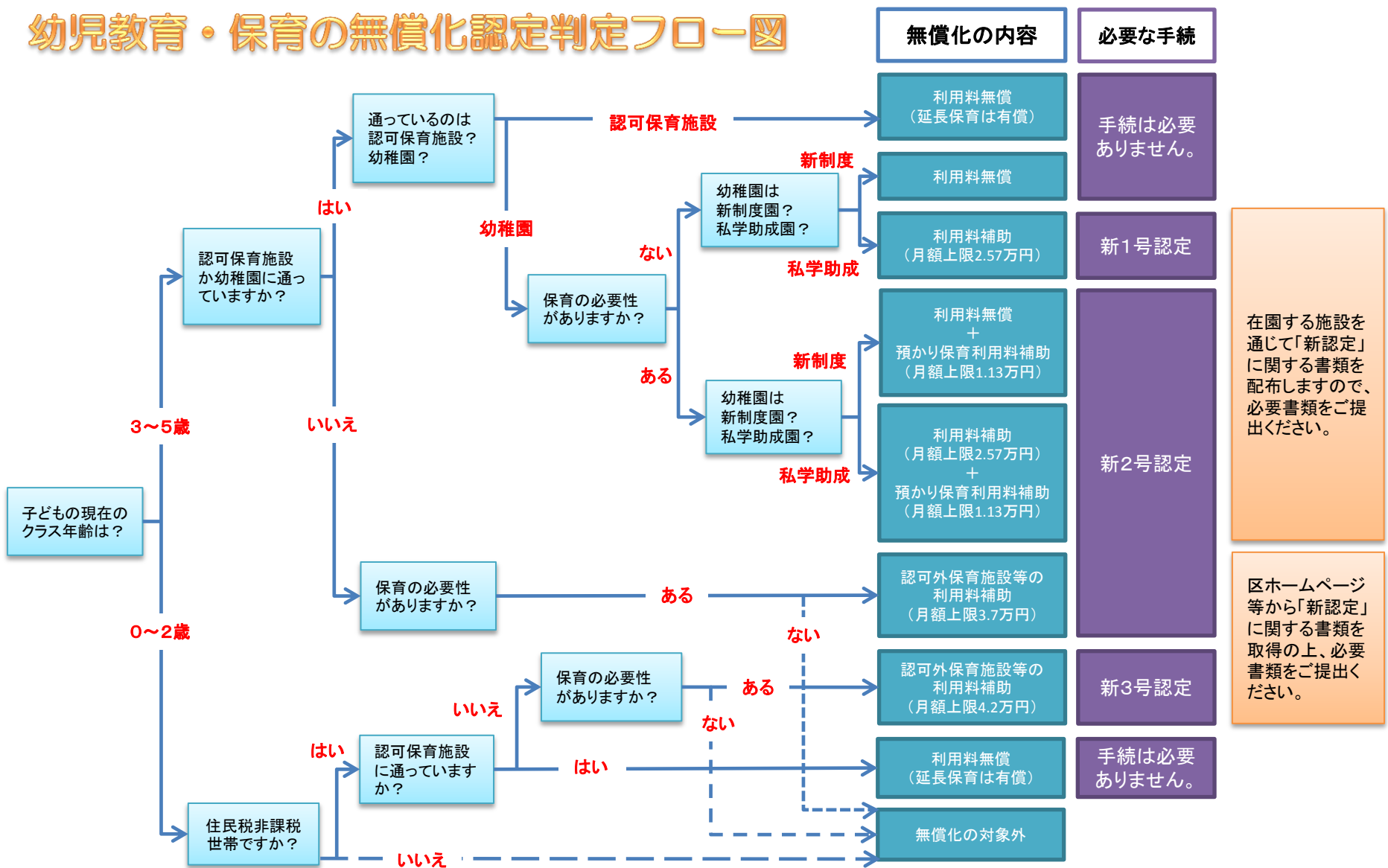


# 幼児教育・保育の無償化認定判定フロー図



在園する施設を通じて「新認定」に関する書類を配布しますので、必要書類をご提出ください。

区ホームページ等から「新認定」に関する書類を取得の上、必要書類をご提出ください。

- ◆ 認可保育施設とは、認可保育園、認定こども園の保育部分(2・3号認定)、小規模保育所、家庭的保育者(保育ママ)等をいいます。
- ◆ 幼稚園には認定こども園の教育部分(1号認定)を含みます。  
区内の新制度園は、区立幼稚園、あづま幼稚園、向島文化幼稚園、両国幼稚園、幼保連携型認定こども園共愛館保育園です。  
区内の私学助成園は、あさひ幼稚園、江東学園幼稚園、言問幼稚園、墨田幼稚園、本所白百合幼稚園です。区外の幼稚園については、園にご確認ください。
- ◆ 幼稚園の満3歳児(3歳の誕生日を迎えた後、次の3月31日までの間にあるお子さん)クラスに在籍しており、保育の必要性がある住民税非課税世帯の場合は新3号認定となり、利用料無償もしくは利用料補助に加え、預かり保育利用料補助(月額上限1.63万円)となります。
- ◆ 在園する幼稚園等で行う預かり保育を実施していない場合や、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または開所日数200日未満の場合は、月額1.13万円(満3歳児は月額1.63万円)を上限に認可外保育施設等を併用できます。
- ◆ 認可外保育施設等とは、認可外保育施設(認証保育所等)、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(送迎のみを除く)をいいます。
- ◆ 「保育の必要性がある」とは、保護者のいずれもが、就労(月48時間以上)、妊娠・出産、疾病・負傷、障害、介護・看護、求職活動(内定あり)、就学・職業訓練、不存在、災害復旧、虐待・DVのいずれかに該当することをいいます。